

西尾市学校部活動ガイドライン

令和2年4月

西尾市教育委員会

西尾市学校部活動ガイドライン

西尾市教育委員会

1 部活動の目的

児童生徒が、部活動に参加することで、目的意識をもって充実した学校生活を送るだけでなく、異年齢の交流の中で社会性や公共心を育み、互いに切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築くとともに、心身を鍛える。

2 位置付け

西尾市学校部活動ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、西尾市立小中学校及び義務教育学校（以下、「各学校」とする。）に、部活動の運営や指導等を包括した総合的な指針を示したものである。

3 重点事項

（1）適切な活動量（休養日や活動時間の設定等）

児童生徒のバランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、児童生徒の発達段階に応じて部活動における休養日及び活動時間を以下のよう

＜全学校共通＞

- ・始業前の活動は、年間を通して実施しない。
- ・大会などへの参加により、やむを得ず土曜日、日曜日ともに活動するような場合は、代替休養日を確保する。
- ・下校完了時刻を厳守できるよう、活動終了時刻を設定する。

＜小学校・義務教育学校前期課程＞

- ・学期中は、平日に2日と土曜日、日曜日を休養日とする。ただし、例外として運動部は、中小体連主催の大会、文化部は、学校行事や地域行事の1か月前から校長の許可により土曜日、日曜日のいずれかに活動することができる。
- ・活動時間は、原則、平日は2時間以内、休業日は3時間以内とする。
- ・長期休業中（夏季、冬季、春季）の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

＜中学校・義務教育学校後期課程＞

- ・1年を通じて継続的な活動を行う。
- ・学期中は、平日に1日と土曜日、日曜日のいずれかを休養日とする。
- ・活動時間は、原則、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ・長期休業中（夏季、冬季、春季）の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

（2）組織的な運営体制の整備

- 校長は本ガイドラインに則り、毎年度、各学校における部活動に係る活動方針を策定し、組織全体で共有する。さらに、実態に応じて顧問会議を定期的で開催するなど、適切な活動となるよう指揮・監督しなければならない。また、顧問を複数配置するなど、役割を分担したり、交替で指導したりすることにより、一部の顧問へ負担が集中しないように配慮する。

- 顧問は、「1 部活動の目的」に則った指導方針を明確にし、児童生徒が自ら進んで運動や文化的な活動に親しむ資質や能力の育成を図る。

(3) 活動計画の作成

顧問は、毎月の活動計画を作成して校長に提出するとともに、児童生徒及び保護者に周知する。活動計画の作成に当たっては、以下のことに留意する。

- 各種大会やコンクールなどへの参加・出場等については、普段の活動の成果を試す機会と捉え、可能な限り精選するとともに、以下の内容を毎月の計画に明確に位置付ける。

①活動日	②活動時間	③活動場所	④参加予定大会	⑤代替休養日
------	-------	-------	---------	--------

- 部活動運営に当たっては、保護者の負担軽減に配慮する。

(4) 健康・安全の確保

- 日頃より、活動の継続性に配慮し、児童生徒に安全に対して注意を促すとともに、活動場所の安全点検などを行い、事故防止に努める。
- 高温や多湿時にはWBGT値に留意し、水分や塩分を十分に補給させるとともに、休憩時間を確保するなど、児童生徒の健康管理を徹底する。
- 落雷・突風などによる事故を避けるため、急激な天候の変化にも迅速に対応する。

(5) 緊急時の対応

- 事故が発生した場合は、児童生徒の安全を最優先させるとともに、当該児童生徒の容態を確認し、必要な場合は躊躇なく救急車を要請する。また、速やかに管理職及び保護者に報告する。
- 事故が発生した後は、管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について点検するとともに、再発防止策を早急に講ずる。

4 その他

- 西尾市教育委員会は、各学校部活動の運営実態を把握し、必要に応じて支援・指導を行う。また、国や県などの動向を注視するとともに、児童生徒や地域の実態を考慮し、必要に応じてガイドラインの見直しを図る。
- 児童生徒の指導に当たっては、いかなる場合も体罰、暴言等不適切な指導を行ってはならない。

【参考資料】

- ・ 中学校学習指導要領解説 総則編（第1章第5の1のウ）（平成29年7月告示）
- ・ スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）
- ・ 文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）
- ・ 愛知県教育委員会「部活動指導ガイドライン」（平成30年9月）
- ・ 愛知県教育委員会「教員の多忙化解消プラン」（平成29年3月）